

令和 7 年 8 月 8 日

令和 6 年度 特別の教育課程の実施状況等について

滋賀県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
米原市立米原小学校	米原市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
米原市立米原小学校	https://maibara-e-maibara.edumap.jp/page_20210830042559

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
米 原 市 立 米 原 小 学 校	https://maibara-e-maibara.edumap.jp/page_20210830042559	https://maibara-e-maibara.edumap.jp/page_20210830042559

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

・計画通り実施できている ・一部、計画通り実施できていない ・ほとんど計画通り実施できていない
--

(2) 実施状況に関する特記事項

※（１）で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

（３）保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

3. 実施の効果及び課題

（１）特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本校では、「中学年から英語科を教科として位置付け、英語に慣れ親しむ学習を通じて、世界の多様な文化や人間を尊重する態度を育成するため」特別の教育課程を編成し実施している。児童の実態として、ほとんどの児童が英語に親しみを持つことができ、A L T との交流も積極的である。これは、英語パイオニア教員とA L T の様々な教育活動への参画も一つの要因を成していると考え。一方で、学級数増加により、英語パイオニア教員とA L T は時間割に余裕がなく、学年・学級や個に応じた指導・評価など負担がかなり大きい。

（２）学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

学習成果を活用する場面の設定として、例えば、本校6年生の修学旅行において、旅行先の見学地を訪れた外国籍の方々に向けて、学習した英語で話しかけ会話する活動を位置づけている。

また、毎年8月に開催される市の事業「米原市 English Oratorical Performance Meet」においては、出場者の大半が本校児童である。英語によるスピーチ・暗唱・歌・プレゼンテーションなどの学校で学習した成果を個人やグループで発表し、他校の児童と交流を深めている。

こうした活動は、学校教育法における義務教育の目標（第21条）に鑑みると、「学校内外における社会的活動を促進」し、「主体的に社会の形成に参画」することに資すると考える。

4. 課題の改善のための取組の方向性

I C T 機器の活用や中学校A L T との連携協力などにより、本校の実態に応じた取組を進めていく必要がある。